

< 真狩出張所 管内 >

道路除雪実施計画

■「作業内容別の維持管理水準」及び「R5年度実施計画」（小樽建設管理部真狩出張所管内）

【道路除雪事業】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R5年度実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示											
日常管理型	機能回復	新雪除雪	車両の安全な交通を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則、降雪量が10cmを超えた場合に出動	気象状況に応じた雪道巡回の実施により降雪状況や吹きだまりの状況を把握し、下記の区分による除雪目標や気象条件等を考慮しながら、維持管理水準に該当する区間や支障箇所の除雪を実施する。														
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>標準交通量</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種除雪</td> <td>1,000台/日以上</td> <td>異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>第2種除雪</td> <td>300台以上～1,000台/日未満</td> <td>2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。</td> </tr> <tr> <td>第3種除雪</td> <td>300台日未満</td> <td>2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時には、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	標準交通量	除雪目標	第1種除雪	1,000台/日以上	異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。	第2種除雪	300台以上～1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。	第3種除雪	300台日未満	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時には、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。		管内除雪延長L=162.6km
		区分	標準交通量	除雪目標														
		第1種除雪	1,000台/日以上	異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。														
		第2種除雪	300台以上～1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。														
		第3種除雪	300台日未満	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時には、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。														
		拡幅除雪	車道横の雪山が高くなり幅員が狭くなる等、車両の安全な走行ができないと判断した場合に実施	雪道巡回により道路周辺の雪山の状況を把握し、維持管理水準に該当する区間について実施する。														
		運搬排雪	市街地で車道横の雪山が高く堆雪余裕も無い等、安全な住民の生活や交通の確保ができないと判断した場合に実施	雪道巡回により市街地の雪山の状況を把握し、維持管理水準に該当する区間について最低年1回実施することとし、積雪量や現地の状況を把握しながら交通の安全や住民生活に影響を与えないように取り組みます。同様に、カット排雪は初冬期や融雪期等、実施時期や積雪量を考慮しながら、効率的、効果的な場合に実施する。			管内排雪延長L=10.2km	除雪区間明示(管内図)										
		路面整正	わだちやアイスバーン等の発生により、車両の安全な走行ができないと判断した場合に出動	雪道巡回により道路の路面状況を把握し、維持管理水準に該当する区間について実施する。			管内実施延長L=162.6km	除雪区間明示(管内図)										
		初春対策(雪氷除去)	融雪水が路面にたまったり、再凍結によるアイスバーン等、融雪期の交通障害の恐れがあると判断した場合に実施	雪道巡回により路面状況を把握し、維持管理水準に該当する区間について実施する。														
		人力除雪(橋梁路肩部の除雪)	橋梁路肩部の堆雪により幅員が狭くなるなど、安全な交通確保ができないと判断した場合に実施	雪道巡回により道路状況を把握し、維持管理水準に該当する区間について実施する。														
		薬剤散布	路面凍結や凍結が予想される等、交通障害の恐れがあると判断される場合に滑り止め対策を実施	雪道巡回により道路の路面状況を把握し、維持管理水準に該当する区間について実施する。			管内散布延長L=42.3km	除雪区間明示(管内図)										
局部排雪	主要な交差点において車道横の雪山が高く堆雪余裕も無い等、安全な交通の確保が出来ないと判断した場合に実施	雪道巡回により市街地の雪山の状況を把握し、維持管理水準に該当する区間について積雪量や現地の状況を把握しながら交通の安全や住民生活に影響を与えないように実施する。																
雪割り	冬期通行止めの道路を早期交通解放することで、広域ルートの確保や観光の支援に寄与する区間を実施	開通時期について積雪状況や気象状況を考慮し、維持管理水準に該当する区間について関係市町村と協議を行いながら実施する。																
	歩道除雪	歩行者の安全な通行を確保するため、原則、降雪量が概ね10cmを超えた場合に出動	雪道巡回により降雪状況や吹きだまりの状況及び気象条件等を考慮しながら、維持管理水準に該当する区間や支障箇所の除雪を実施する。		平成27年度に沿線事業者との協働により検討会を開催し、ロードヒーティング共用箇所除雪対策について検討を行い「地域除雪活動実践プラン」を作成し、住民の周知を行った。平成28年度からは倶知安町を事務局とした「ひらふ、坂除雪活動連絡調整会議」にて継続して実践プランの啓発活動を行う。	管内除雪延長L=57.9km	除雪区間明示(管内図)											
必要経費	施設維持	防雪柵設置費	冬期の地吹雪等による視程障害や、吹きだまりが発生する区間の解消のため実施している、仮設式の防雪柵の設置や折りたたみ式防雪柵等の立ち上げ等の費用	冬期の地吹雪等による視程障害や、吹きだまりのための対策が必要な区間について、防雪柵の立ち上げ、設置等を実施する。														
		防雪柵撤去費(用地借上費、融雪剤含む)	設置箇所周辺の農作物や景観への配慮等、沿線利用の状況に影響が出ないよう、融雪後に実施する防雪柵の撤去や収納を行う費用	地吹雪や吹きだまり対策のため立ち上げ設置した防雪柵について、設置箇所周辺の農作物や景観への配慮等、沿線利用の状況に影響が出ないよう、融雪後に撤去及び収納を実施する。														
		流雪溝(負担金、定期整備・修繕費等)	整備箇所の沿線住民に対する円滑な利用促進を図るための作動経費	流雪溝施設に関する管理協定等に基づき、必要な点検整備及び運営管理を実施する。														
		スノーボール(設置撤去、補充購入費)	構造物周辺等の除雪作業を円滑に行う際に、目印のため建てる視認標の設置や撤去のための経費	除排雪作業を円滑に行うため、構造物周辺等に視認標の設置及び撤去を実施する。														
		砂箱用砂	スリップ事故防止対策のための、設置箇所の施設経費	路面対策必要箇所に対する施設の維持管理を実施する。														
		ロードヒーティング電気代	スリップ事故防止対策のための、作動箇所の電気料	雪道巡回によりロードヒーティング設置箇所の道路環境や路面状況を確認し、効率的、効果的な作動管理を実施する。														
		保険料(除雪機械の自賠責及び重量税)	配備されている除雪機械のための保険料	除雪業務に支障のないよう配備除雪機械に対する自賠責保険、自動車重量税の加入及び支払い手続きを実施する。														
		測量試験費(雪量観測委託、観測機材費用)	統計・分析及び除雪対応のための雪量等の気象観測やデータ収集のための経費	その年の傾向や毎年の基礎資料に活用するため、雪量データ等の気象観測業務の委託を実施する。														
機械器具費(除雪機械の車検費、修繕費、消耗品費)	配備されている除雪機械のための車検費用	除雪業務に支障のないよう配備除雪機械に対する車検費用、修繕費、消耗資材の整備、支払いや購入を実施する。																

○道路(除雪)

	路線数	管理延長 (km)	道路除雪 延長(km)	歩道除雪 延長(km)	排雪延長 (km)	薬剤散布 延長(km)
主要道道	4	82.6	62.2	27.1	5.6	19.3
一般道道	16	115.1	100.4	30.8	4.6	23.0
合計	20	197.7	162.6	57.9	10.2	42.3

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長 (km)	道路除雪 延長(km)	歩道除雪 延長(km)	排雪延長 (km)	薬剤散布 延長(km)	備考
主要道道	1058	倶知安ニセコ線	南3条通	15.7	9.6	2.2	0.7	3.6	冬期通行止め区間5.9km ニセコ町の一部区間0.3km を蘭越出張所で除雪
	1066	岩内洞爺線	(綺羅街道)	26.9	20.4	15.3	4.0	10.4	ニセコ町の一部区間6.5kmを 蘭越出張所で除雪
	1095	京極定山溪線		12.3	4.5				冬期通行止め区間7.8km
	1097	豊浦京極線		27.7	27.7	9.6	0.9	5.3	
一般道道	3230	三ノ原ニセコ線		18.8	18.8	6.1	0.8	1.6	
	3257	留寿都喜茂別線		9.1	9.1	1.8		1.8	
	3271	倶知安停車場線	大通	0.5	0.5			1.0	
	3343	蘭越ニセコ倶知安線		16.9	13.1	7.7	0.8	7.2	ニセコ町の一部区間3.8km を蘭越出張所で除雪
	3478	京極倶知安線		12.2	12.2	7.0	0.5	4.1	
	3560	仲洞爺留寿都線		5.0	8.6	0.9	0.1		洞爺湖町の一部区間3.6km を真狩出張所で除雪
	3631	ニセコ高原比羅夫線		2.6	2.6			2.4	
	3695	清原喜茂別線		11.5	11.5	0.3	0.2		伊達市の全区間3.4km を真狩出張所で管理
	3696	喜茂別停車場線							喜茂別町に権限委譲
	3777	川崎三ノ原線		7.9	7.9	1.1		3.3	
	3784	黒橋京極線		16.9	6.7	0.8			冬期通行止め区間10.2km
	3791	峠宮田線		4.0	3.6				冬期通行止め区間0.4km
	3792	ニセコ停車場線		2.6	2.6	3.7	1.5	1.6	
	3821	京極停車場線		0.8	0.8	1.4	0.7		
	3841	桜川線		2.6	2.1				冬期通行止め区間0.5km
	3914	新富神里線		3.7	0.3				冬期通行止め区間3.4km
		合計		197.7	162.6	57.9	10.2	42.3	
		N= 20 路線							

※管理延長については令和 5年 4月 1日。道路除雪延長以下については令和 5年11月 1日現在の数値。



